

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

## 2. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

### (3) いじめの特質

- ①いじめは、目に見えにくいもの
  - ②いじめは、人に相談しにくいもの
  - ③いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの
  - ④いじめの態様は、ひやかしかからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
  - ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
  - ⑥いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの
- \*いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」である。

### (4) いじめの種類

<いじめの種類：文部科学省の分類による>

- ・冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- ・仲間はずれ、集団による無視 【仲間はずし】
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ・金品をたかられる 【恐喝】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【悪戯】 【盗難】 【損壊】
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】 【侮辱】 【強要】
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】 【個人情報漏洩】 【名誉棄損】
- ・その他

### (5) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### (6) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 3. いじめ防止等対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、生徒会書記局長が中心となった「いじめ」撲滅のための取組を実施する。

## ②いじめ早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置等その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

## ③いじめ防止等対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯・インターネット教室等を行う。

## <「いじめ」撲滅のために>

「すべての子供が楽しく学べる教育環境」を作る努力をする。

- ・年1回の「いじめ撲滅」のための全校的取り組みをする。
- ・年2回の「いじめ実態調査」を行う。

## (2) いじめを未然に防止するために

### <生徒に対して>

#### ①「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取組。

#### ②「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成

規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底。

#### ③「わかる授業づくり」・学習の「基礎基本の定着」

わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定させる近道であるとした学習指導。

#### ④「生命」や「人権」を大切にする指導

道徳教育の充実を図ると共に学習教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実。

#### ⑤「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

いじめ問題にはネットを利用したものが急増していることから、生徒、保護者に情報機器の講演会、学級懇談等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上。

### <学校全体として>

「いじめはさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で

「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

#### ①いじめに取り組む方針の明確化と公表

- ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施（入学式・通信・懇談会等の利用）
- ・全職員での方針の共通理解（職員研修の実施）
- ・情報が確実に把握できる体制の整備

#### ②全職員の危機意識の向上

- ・アンテナを高くはり、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員

#### ③気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団

- ・日異常的な情報共有
- ・担任だけでなく、学年を中心に複数の職員での把握、指導
- ・気になることの迅速な情報共有

### <保護者・地域に対して>

#### ①必要に応じ、いじめについての情報を保護者・地域へ提供することでの複数の大人による見守り

#### ②保護者・地域からのいじめ等に関する情報提供

## (3) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめ防止等対策のための組織の設置

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

活動：アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

## ②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、北斗市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 4. 日常的な教育活動上の留意点

### (1) 日課に関する事項（教師の指導・管理）

- ①教科担任は授業に遅れないようにすること。
- ②給食指導・清掃指導は、観察・指導に努めること。
- ③学年集会・全校集会は全員で（チームティーチング）当ること。
- ③教科担任は、授業のはじめ出席の確認をとり、異常のある場合には、直ちに学年団で対応すること。
- ④放課後の部活・生徒会以外の活動は、学級担任の許可を与えて行わせ、終了の報告をさせること。
- ⑤全ての教育活動において、指導・管理の責任者は、該当生徒の下校を確認してから退勤すること。

### (2) 学習指導に関すること

- ①教科担任は日常の教科指導で、学習態度や、学習意欲の変化に注意し、学級担任と連携を密にして指導にあたること。また、学級担任は学習指導上留意すべき情報は教科担任に連絡すること。
- ②学業遅進の生徒には、能力・適性に合った課題を工夫し、学習参加の喜びを与えるようにすること。

## 5. その他

### <学校基本方針の見直し>

「いじめ防止対策委員会」で必要があると認められたときは見直しを行い、改定して改めて公表する。

### <いじめのサイン発見 チェックリスト>

場面	番号	項目	該当生徒名
登校時	1	登校時刻が遅れがちである。	
	2	表情が暗く、挨拶の音が小さい。	
	3	制服・スカートなどの衣類が汚れたり、破れている。	
健康観察	4	遅刻や欠席が続いている。	
	5	腹痛や頭痛、体調不良が続いている。	
	6	話しかけても目を合せようとしない。	
授業中	7	おどおどした様子が見られる。	
	8	発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9	班やグループをつくる時に孤立している。	
	10	提出物や学習用具を続けて忘れる。	
	11	机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。	
	12	教科書やノートに落書きが多く見られる。	

休み時間	1 3	遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	1 4	周りからちよっかいを出されている。	
	1 5	職員室や保健室、トイレに出入りすることが多い。	
	1 6	人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食・清掃	1 7	給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	1 8	給食の食べ残しが多い。	
	1 9	周囲の友だちとの会話が弾まない。	
	2 0	準備や片付けなど、仕事を押し付けられている。	
	2 1	清掃時に机を運んでもらえない。	
下校	2 2	下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	2 3	1人で帰ることが多い。	
その他	2 4	作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。	
	2 5	持ち物を隠されたり、なくなったりすることがある。	
	2 6	欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	2 7	日記等に嫌だったことなどをよく書いてくる。	
	2 8	急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	